

平成30年度財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

平成30年度財政援助団体等に関する事務の監査として、市が交付した補助金及び指定管理施設を対象に、所管する課の事務の執行について監査を実施した。

(1) 監査の対象とした補助金（平成29年度交付分）

【総務部】

No	所管課	補助金等の名称
1	税務課	能代市たばこ販売促進事業助成金

【企画部】

No	所管課	補助金等の名称
2	市民活力推進課	のしろ銀河フェスティバル活動事業費補助金

【市民福祉部】

No	所管課	補助金等の名称
3	福祉課	能代市身体障害者福祉協会補助金
4	子育て支援課	能代市特定教育・保育施設における給食費補助金 (6件)

【環境産業部】

No	所管課	補助金等の名称
5	商工港湾課	能代市商店街にぎわい創出モデル事業費補助金
6	観光振興課	能代役七夕補助金
7	林業木材振興課	風の松原の再生と共に歩む会補助金
8	農業振興課	能代市地元で働こう新規就農支援モデル事業費補助金 (3件)

【二ツ井地域局】

No	所管課	補助金等の名称
9	総務企画課	恋文雪っこまつり補助金
10	環境産業課	秋田杉の里二ツ井まつり実行委員会補助金

【教育部】

No	所管課	補助金等の名称
11	学校教育課	能代市中学校体育連盟補助金
12	生涯学習・スポーツ振興課	能代市芸術文化活動事業補助金 (2件)

※一つの補助金で、複数の交付決定を行っているものについては、()に監査の対象とした件数を示している。

(2) 監査の対象とした指定管理施設

No	所管課	指定管理施設の名称
1	生涯学習・スポーツ振興課	能代市二ツ井公民館、能代市二ツ井公民館二ツ井分館

2 監査の期間

補助金監査	平成30年9月12日から平成31年1月31日まで
指定管理簿冊等監査	平成30年6月13日から平成31年1月31日まで
指定管理施設実地監査	平成30年9月28日

3 監査の範囲と方法

監査の対象とした補助金及び指定管理施設に関する事務の執行について、関係諸帳簿等を調査、照合するとともに、担当職員からの説明聴取等、必要と認めた監査手続を実施した。その他、指定管理施設については、担当職員のほか指定管理者の立ち会いも求め実地監査を実施した。

監査は、補助金及び指定管理施設に関する事務が適法かつ妥当であるかを確かめるとともに、特に次の項目に主眼をおいて実施した。

[補助金]

前年度までの財政援助団体等監査結果から、特に確認が必要と判断した項目

- ① 補助対象や金額の算定基準は、要綱等により明確になっているか。
- ② 実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- ③ 補助金の使途は適切か。
- ④ 交付団体から他団体へ補助金が再配分されている場合にも、使途が確認されているか。

[指定管理施設]

- ① 消防計画、危機管理マニュアル等に基づき安全性の確保が図られているか。
- ② 現金の取扱い、保管状況は適切か。
- ③ 施設、設備の管理（点検、修繕等）が適切に行われているか。
- ④ 指定管理者からの報告、指定管理者への指導等のほか、経費の負担区分等について、基本協定書に基づいた取扱いになっているか。
- ⑤ 統一したマニュアルに基づく所管課の実地調査の状況について適切に行われているか。
- ⑥ それぞれの施設の性格、状況に応じて適切に状況把握が行われているか、また、必要な対応が講じられているか。

4 監査の結果

監査の対象とした補助金及び指定管理施設に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

監査の範囲とした各項目は、これまでも重点的に指導してきたものであり、概ね改善が図られてきているが、補助金の一部において改善を要する事例が見受けられたので、改善措置を講じられたい。

なお、軽微な誤り等については、講評の際に、改善と職員への周知を要望したところである。

今回、監査対象となっていない補助金及び指定管理施設についても、随時確認を行いながら適正な事務執行に務められたい。

I 補助金について

前年度に引き続き、補助要綱等の整備状況、補助対象や算定根拠の明確化、関係諸帳簿の確認、所管課が作成すべき書類の確認も含め履行確認が行われているかの状況を監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められた。

【観光振興課】

○能代役七夕補助金

- ・ 補助金交付要綱等が整備されていないので、要綱等を整備し、補助対象や補助金額等を明記されたい。また、交付団体から他団体に再配分された補助金について、その履行確認も行われたい。

II 指定管理施設について

中期定期監査において施設の管理、協定事項の遵守に加え、現金の取扱いや保管状況、また、統一マニュアルに基づく所管課の実地調査の状況等についても実地にて監査をした結果、概ね適正と認められた。

